3　ムンバイメトロ11号線建設計画（第一期）	九百二十四億円（九二、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）	六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・八パーセントを加えたもの（注）		十年の据置期間の後二十年	七年
4　パンジャブ州における持続可能な園芸農業推進計画	百八十六億八千四百万円（一八、六八四、〇〇〇、〇〇〇円）	コンサルタントに対する支払部分	〇・八パーセント		
		二・九パーセント	〇・八パーセント	十年の据置期間の後二十年	十年
総額	二千七百五十八億五千八百万円（二七五、八五八、〇〇〇、〇〇〇円）				

注　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートに〇・八パーセントを加えたものが〇・一パーセントを下回る場合には、〇・一パーセントとする。

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、インド政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年三月二十四日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　アロック・ティワリ

インド駐在
日本国特命全権大使　小野啓一閣下

〇国土交通省告示第五百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　長崎事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階
変更後	長崎県長崎市元船町９番18号　長崎BizPORT２階

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

〇国土交通省告示第五百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　事業所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
西日本管区事務所	愛媛県今治市片原町一丁目１番15号

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

〇国土交通省告示第五百七十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　バンコク事務所ヤンゴン出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada Township, Yangon, UNION OF MYANMAR
変更後	No. 130, Shwegondaing Road, Bahan Township, Yangon, UNION OF MYANMAR

㈡　変更年月日　令和八年四月一日